

第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和3年2月5日(金)
2. 時 間 午後1時10分～午後2時10分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長・入間
消防署長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 河村課長
人事課 晝間参事兼課長
危機管理課 半田課長、根本主幹、川村主任
中村健康福祉センター所長
宮岡健康推進部副参事
地域保健課 正木主査
健康管理課 須田課長、吉田主幹

6. 議事概要

(1) 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・2月4日現在、国内の感染者数394,256人の内、県内の感染者数は26,091人、その内、市内の感染者は436人である。また、県内感染者の療養状況等は、入院が932人うち重症者は67人、宿泊療養が327人、自宅療養が2,211人、新規公表分が241人、退院・療養終了が21,994人、死亡が386人である。
- ・1月25日現在の市内感染者の療養状況等は、感染者数376人の内、入院が21人、宿泊療養が8人、自宅療養が36人、退院・療養終了が311人である。

(2) 緊急事態宣言の延長について（資料2参照）

① 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」について

- ・緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日(金)から2月7日(日)までの期間が3月7日(日)まで延長

- ・緊急事態措置を実施すべき区域

11都府県から埼玉県を含む10都府県に変更

② 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂」について

- ・緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底

飲食店に対する営業時間短縮要請の継続

テレワークによる出勤者数 7 割削減の更なる徹底
不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底
イベント開催制限は現行の取組を継続

③「埼玉県における 2 月 8 日以降の緊急事態措置等」について

- ・緊急事態措置等の対象区域 埼玉県全域
- ・緊急事態措置等の実施期間 令和 3 年 2 月 8 日から 3 月 7 日まで
- ・緊急事態措置等の内容

外出自粛及び施設の使用制限等が要請され、飲食店の営業時間の短縮等及び催物の開催制限の対象と内容は延長前と同様である。

なお、その他の事業者への要請について、「事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後 8 時以降の勤務を抑制」が追加された。

(3) 入間市の対応について

- ・現在の入間市における緊急事態宣言に対する対応は、次のとおり。

《屋内施設》

原則利用中止、ただし、中止が困難な場合は利用について市と協議

やむを得ず利用する場合も、利用時間は午後 8 時までとし、夜間の利用区分の使用料は返金しない

- ・施設利用中の飲食禁止

《屋外施設》

特段の利用制限はないが、利用時間は午後 8 時まで

《イベント等》

取消ができるものは、可能な限り実施しない

開催が決定しているイベント等は、主催者側で徹底した感染防止対策を行った上で実施

《小中学校・保育所・学童保育室》

小中学校の休校は行わない

保育所、学童保育室は感染防止対策を徹底し、通常どおり開所、開室する

- ・県西部地区の各市の対応は、施設の使用制限では、屋内、屋外とも制限、屋内のみ制限、制限する施設を限定しているところ、また、利用時間では夜間のみ利用中止しているところなど、各市の対応に多少の違いがある。
- ・各市の対応に多少の違いがあり、入間市の利用制限は厳しい、施設の利用形態に応じた対応を求める要望や問い合わせはあるが、2 月 7 日が期限であった緊急事態宣言を延長するものであり、感染防止のためできる限りの対策は必要と考える。
- ・協議の結果、施設の利用制限については、現在の制限を継続することに決定した。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付分を活用する「新型コロナウイルス感染症緊急対策事業」について、各課から多種多様な提案をいただいた。それらについて、現時点において実施する必要性、また、感染拡大防止への効果などの視点で整理し、至急実施すべきものとして16事業を選定した。
- ・今回の選定から漏れている事業については、一旦保留とし、今後の状況の変化を見極めながら再度、実施の可否を含めた調整を図っていく。
- ・協議の結果、選定された16事業については、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として実施に向けて調整を進めていくことで決定した。その他の事業については保留とし、引き続き調整の対象としていくことで了承された。

(5) ワクチン接種の検討状況について

- ・現状としては、国からの情報も日々変更が生じており、不確定要素が多い中での考え方としてご承知いただきたい。
- ・ファイザー製のワクチンは2月15日に承認される見込みであり、その後、国立病院等の医療従事者の接種が開始され、2週間程度の経過観察期間を経て2月下旬頃から一般の医療従事者の接種が開始される見込みである。
- ・65歳以上の高齢者への接種は4月から開始される見込みであり、3月中旬にワクチン接種のクーポン券を発送できるよう準備を進めている。また、コールセンターの設置は3月15日を予定している。
- ・市民へは、ホームページ、広報いるま号外等で周知を図る。なお、2月4日付でワクチン接種に関するページをホームページに立上げた。
- ・ワクチン接種はすべて予約制となり、インターネットまたはコールセンターで予約を受付ける。
- ・集団接種会場については公共施設の利用を想定している。また、医療機関の数等地域性を考慮して集団接種会場の巡回も計画していく。その際は、公共施設の所管課には、会場の提供について協力をお願いしたい。

(6) その他

※各部長からの報告等

- ・緊急事態宣言の延長を受けて、職員の勤務体制や休暇の取扱いについても同様の内容で延長する。なお、大会議室のサテライトオフィスは2月16日からの確定申告の準備と申告会場となるため、別会場について調整中である。
- ・入間第一ホテルの昨日の宿泊利用者は25名である。昨日の県内8つの宿泊施設全

体の利用者は 327 名で、2 月に入り利用者数が 300 を超える日が多くなっている現状である。

- ・某企業から 20 万枚のマスクの提供を受け、そのマスクを利用して 12 月 22 日から 1 月 31 日までマスク会食キャンペーンを行い、参加いただけた事業者に 3 万枚余り配布した。また、食品衛生協会などに配布するなど残りが 10 万枚余りある。
- ・緊急事態宣言解除後、再度、マスク会食キャンペーンの実施について考えてはいるが、8 万枚余りの残りがでるので必要な部署があれば活用いただきたい。
- ・マスクを提供いただいた企業からは特定の用途で受領しているが、マスクを必要としている市民団体等もあるので、有効活用について幅広く検討させていただく。

※その他

なし